

Part 1 【文書改訂チェック編】

PDCA	✓	Part 1 【文書改訂チェック編】 新JIS移行に関するチェック項目/注意点	サンプル文書・記録
P		1. 適用範囲 (1. 適用範囲) ※JIS Q 15001 : 2006 条項 (JIS Q 15001 : 1999 条項)	
		JIS Q 15001 : 2006 (以下、新JIS) では、適用範囲として「事業の用に供している」個人情報が対象となる旨が明記されました。	
	<input type="checkbox"/>	事業の用に供している個人情報を適用対象とするよう規定すること	
	<input type="checkbox"/>	全従業員を適用範囲に含めるよう規定すること	
		2. 用語及び定義 (3. 定義)	
		新JISでは、新たな用語が定義されましたので確認しましょう。	
	<input type="checkbox"/>	JIS Q 15001 : 1999 (以下、旧JIS) ではなかった用語及び定義を追加すること	・用語・定義
	<input type="checkbox"/>	「個人情報保護監査責任者」の定義には、「内部の者から指名された者」であることを明確に規定すること	
	<input type="checkbox"/>	「本人の同意」の定義には、「本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者の場合は、決定代理人等の同意も得なければならない」旨を追加すること	
		※旧JISで使用していた用語をそのまま使用しても特段の問題はありません。(例:「情報主体」など)	
		※新・旧JISいずれの用語を使用するかを明確にし、全文書で用語及び定義の整合性がとれるようにしておきましょう。	
		3.1 一般要求事項 (4.1 一般要求事項)	
		特段の改訂は必要ありません。	
		3.2 個人情報保護方針 (4.2 個人情報保護方針)	
		個人情報保護の理念や個人情報の目的外利用の禁止などに関する事項を明確にしましょう。	
	<input type="checkbox"/>	個人情報保護の理念を明確にすること	・個人情報保護方針
	<input type="checkbox"/>	a) について、「目的外利用」に関する記述を追加すること	
	<input type="checkbox"/>	c) について、新JISの「個人情報の漏えい、滅失又はき損」という表現を使用すること ※ただし、旧JISの「個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど」という表現をそのまま使用しても問題ありません。	
	<input type="checkbox"/>	d) 「苦情及び相談への対応」は、新項目のため追加すること	
	<input type="checkbox"/>	f) 「代表者の氏名」は新項目であるため追加すること ※ただし、旧JISの審査では要求されていた事項のため、すでに旧JISの方針に盛り込まれているケースもあるでしょう。審査基準が明確になったと言えます。	
	<input type="checkbox"/>	新JIS対応に改訂した方針には、改訂年月日を明記しておくこと	
		3.3.1 個人情報の特定 (4.3.1 個人情報の特定 前段)	
		特段の改訂は必要ありません。	
	3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範 (4.3.2 法令及びその他の規範)	・法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規定	
	国が定める指針(ガイドライン)を特定すること		
	3.3.3 リスクなどの認識、分析及び対策 (4.3.1 個人情報の特定 後段)		
	趣旨は変更ありませんが、審査基準が明確になりました。		
<input type="checkbox"/>	「目的外利用を行わないため、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ、維持しなければならない」旨を規定すること	・個人情報の特定及びリスクの分析に関する規定	
<input type="checkbox"/>	新JISで追加されたリスク「関連する法令、国が定める指針その他の規範に対する違反、想定される経済的な不利益及び社会的な信用の失墜、本人への影響などのおそれ」を規定すること ※ただし、新JISの「個人情報の漏えい、滅失又はき損」という表現は、旧JISの「個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど」という表現のままでも問題ありません。		
<input type="checkbox"/>	「その取扱いの各局面におけるリスク」という表現を追加すること ※旧JISの審査においてすでに指摘されていた点ですが、新JISでは、特定した個人情報のライフサイクルに応じたリスクの認識、分析、対策を実施することが明文化されました。		
	3.3.4 資源、役割、責任及び権限 (4.4.1 体制及び責任)		
<input type="checkbox"/>	新JIS要求事項の最終段落「個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改善の基礎として、事業者の代表者に個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を報告しなければならない」旨を追加すること		
	3.3.5 内部規程 (4.3.3 内部規程)		
<input type="checkbox"/>	例示されている規定の数が6~15に増えたため、その差分の内容が自社の内部規程に盛り込まれているか確認すること ※旧JIS同様、必ずしも例示されている規定通りに内部規定を構成する必要はありません。		
	3.3.6 計画書 (4.3.4 計画書)		
	特段の改訂は必要ありません。		